

～高齢労働者が働く職場の熱中症対策に活用できる補助金～



補助事業名：令和7年度

エイジフレンドリー補助金**職場環境改善コース(熱中症予防対策プラン)**

〔公募期間〕2025年5月15日～10月31日

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置(機器等の導入・工事の施工等)の導入に要する経費に補助が受けられます！

執行団体：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

対象事業者：中小企業事業者

補助率：1/2 (上限額100万円)

対象経費：設備費、工事費

■ 補助対象当社製品(例)

※補助対象設備については、弊社営業担当者にご確認ください。

移動式スポットクーラー

体表面の冷却を行うために必要な機器

スポットエアコン
クリスタ

冷凍ストッカー

身体冷却を行う保冷材やペットボトルを保管する冷凍庫



詳細は裏面へ→



ご存知ですか？職場の熱中症対策の義務化

2025年6月から改正労働安全衛生規則が施行され職場の熱中症対策が義務化されました。事業者は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、適切な対応を取ることが義務付けられます。

〔対象となる職場〕

WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で
連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

〔現場における対応〕

熱中症のおそれがある労働者を早期にみつけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付け

■ 補助対象設備

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、

その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

⇒屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお

室温31℃または湿球黒球温度（WBGT）28℃を超える屋内作業場での作業

温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃下回らないことの説明が必要

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備

- ・作業場又は休憩所に設置する**移動式のスポットクーラー**

(熱排気を屋外等へ逃がすことが出来るもの、標準使用期間が5年以上のものに限る)等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリーを冷やすための専用の**冷凍ストッカー**（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

■ 対象事業者

- ・1年以上事業を実施していること

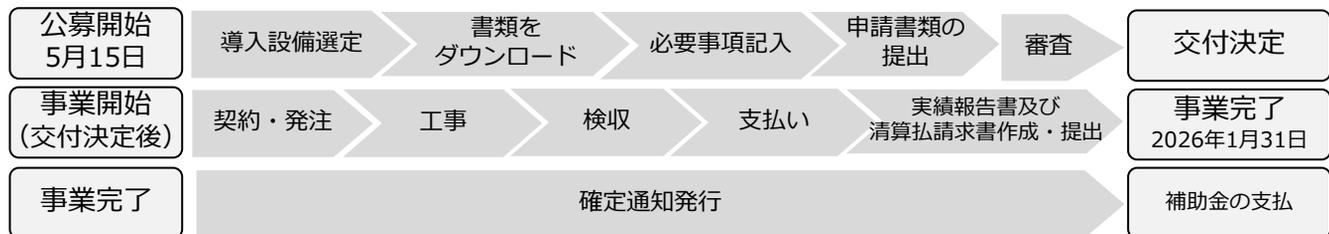
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせばよい

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断する

■ スケジュール



■ 注意事項

- ・交付申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月審査されます
- ・申請書類提出から交付決定まで概ね2か月を要します
- ・過去に補助金を受けていた場合は、同様の対策での補助は受けられません
- ・申請は補助金を受ける労働者の雇用主が行う必要があります
- ・顧客や施設利用者などが利用する施設や設備の改善は対象外(高年齢労働者に対するものは可)

■ 問合せ窓口および提出（郵送）先

【問い合わせ窓口】 HP : <https://www.jashcon-age.or.jp/>

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

電話：03-6381-7507 受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

【提出(郵送)先】〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

